### 議案第100号

大口町印鑑条例の一部改正について

大口町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和2年11月27日提出

大口町長 鈴木雅博

## (提案理由)

この案を提出するのは、個人番号カードを使用し、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を受けることができる規定を定めることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

### 大口町印鑑条例の一部を改正する条例

大口町印鑑条例(昭和51年大口町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の」を「前2項の規定による」に改め、「、印鑑登録証」の次に「(前項の規定による申請にあっては、個人番号カード。以下この項において同じ。)」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者が自ら同項の規定による申請をするときは、印鑑登録証に代えて、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)を添えて、町長に、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

第10条の次に次の1条を加える。

(多機能端末機による印鑑登録証明書交付の申請)

- 第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、個人番号カードを使用することにより、多機能端末機(本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、申請者自らが端末機を操作することにより利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)を使用して印鑑登録証明書等を自動で交付する機能を有するものをいう。)に自ら暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。
- 2 前項の場合において、多機能端末機に入力する暗証番号は、電子署名等に係る 地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総 務省令第120号)第42条第2項の規定により設定された暗証番号とする。

附則

この条例は、令和3年1月20日から施行する。

新

(印鑑登録証明書交付の申請)

- 第10条 印鑑の登録を受けている者又はその|第10条 印鑑の登録を受けている者又はその 代理人は、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑 代理人は、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑 登録証を添えて、町長に、印鑑登録証明書の 交付を申請することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受 けている者が自ら同項の規定による申請をす るときは、印鑑登録証に代えて、個人番号カ ード(行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律(平成2 5年法律第27号)第2条第7項に規定する 個人番号カードをいう。以下同じ。)を添え て、町長に、印鑑登録証明書の交付を申請す ることができる。
- 3 町長は、前2項の規定による申請があった 2 町長は、前項の申請があったときは、印鑑 にあっては、個人番号カード。以下この項に おいて同じ。)及び印鑑登録原票の登録事項 と照合し、当該申請が適正であることを確認 したのち、当該申請者に印鑑登録証明書を交 付し、かつ印鑑登録証を返付するものとする。
- 続等における情報通信の技術の利用に関する 条例(平成17年大口町条例第27号)第3 条第1項の規定により同項に規定する電子情 報処理組織を使用して印鑑登録証明書の交付 を申請しようとする者は、印鑑登録証を添え ることを要しない。この場合において、当該 申請にかかる事項と印鑑登録原票の登録事項 を照合し、当該申請が適正であることを確認 したのち、当該申請者に印鑑登録証明書を交 付するものとする。

(多機能端末機による印鑑登録証明書交付の 申請)

第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑 の登録を受けている者は、個人番号カードを

(印鑑登録証明書交付の申請)

登録証を添えて、町長に、印鑑登録証明書の 交付を申請することができる。

ときは、印鑑登録証(前項の規定による申請 登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合 し、当該申請が適正であることを確認したの ち、当該申請者に印鑑登録証明書を交付し、 かつ印鑑登録証を返付するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、大口町行政手3 前2項の規定にかかわらず、大口町行政手 続等における情報通信の技術の利用に関する 条例(平成17年大口町条例第27号)第3 条第1項の規定により同項に規定する電子情 報処理組織を使用して印鑑登録証明書の交付 を申請しようとする者は、印鑑登録証を添え ることを要しない。この場合において、当該 申請にかかる事項と印鑑登録原票の登録事項 を照合し、当該申請が適正であることを確認 したのち、当該申請者に印鑑登録証明書を交 付するものとする。

新

使用することにより、多機能端末機(本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、申請者自らが端末機を操作することにより利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)を使用して印鑑登録証明書等を自動で交付する機能を有するものをいう。)に自ら暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

2 前項の場合において、多機能端末機に入力 する暗証番号は、電子署名等に係る地方公共 団体情報システム機構の認証業務に関する法 律施行規則(平成15年総務省令第120号) 第42条第2項の規定により設定された暗証 番号とする。

# 改正要旨

### 1 改正の概要

「コンビニ交付」とは、個人番号カードを使用して、住んでいる市区町村に関わらず、最寄りのコンビニエンスストア等の多機能端末機から印鑑登録証明書等を取得できるサービスで、大口町では、令和3年2月から実施します。

申請者が個人番号カードを使用し、多機能端末機を自ら操作することにより印鑑登録証明書の交付を受けることができる規定を定めるため、この条例の一部を改正します。

## 2 コンビニ交付

(1) 証明書の種類

住民票の写し及び印鑑登録証明書で、いずれも最新のもの。

(2) 利用可能な店舗

多機能端末機が設置されている、全国のコンビニエンスストア等。

(3) 利用可能な時間等

午前6時30分から午後11時00分まで。ただし、年末年始(12月29日~翌年1月3日)及び保守点検日を除きます。

#### 3 施行期日

令和3年1月20日から施行します。